

# 完了後の事後評価

## 【河川事業】

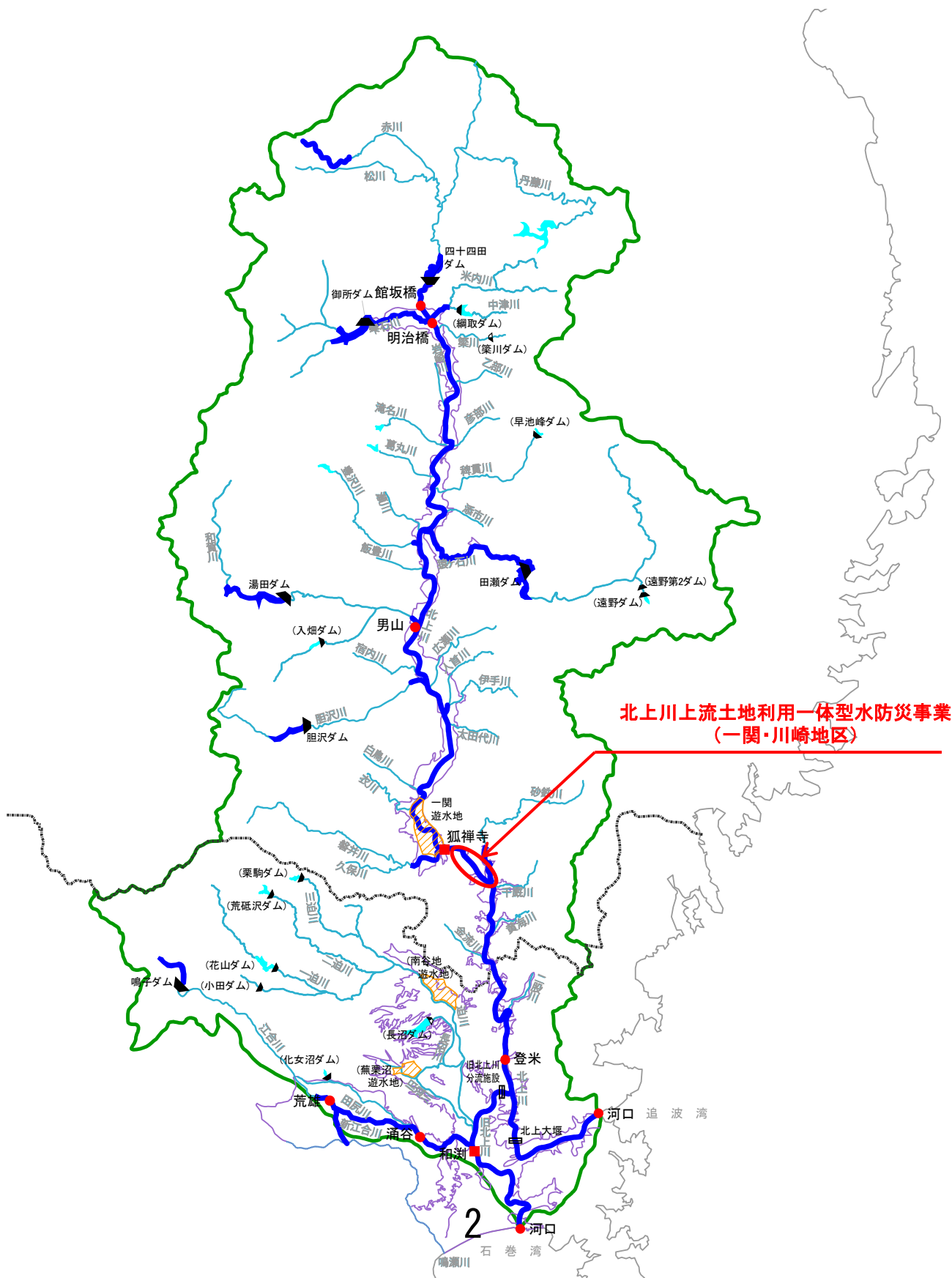
### （直轄事業）

- 北上川上流土地利用一体型水防災事業 . . . . . 1  
（一関・川崎地区）
- 雄物川上流特定構造物改築事業（湯沢統合堰） . . . . . 3
- 江の川下流土地利用一体型水防災事業（川戸地区） . . . . . 5
- 物部川特定構造物改築事業 . . . . . 7

<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	北上川上流土地利用一体型水防事業 (一関・川崎地区)		担当課 担当課長名	東北地方整備局 河川計画課 山田 拓也		事業 主体	東北地方整備局			
実施箇所	岩手県一関市川崎町(旧川崎村)～一関市									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の諸元	輪中堤・嵩上げ併用、宅地嵩上げ、家屋移転									
事業期間	事業採択	平成18年度	完了	平成22年度						
総事業費(億円)	採択時	約66		完了時	約31					
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手・宮城県境の狭窄部に位置する一関・川崎地区は平成10年8月、平成14年7月及び平成19年9月と度重なる洪水により、家屋の浸水被害が発生し、さらに当該地区の生活道路である県道薄衣舞川線が冠水する等、地域から早期の治水対策が望まれていた。</li> <li>・当該地区は、狭窄部という地形的特性から、連続堤防や河道掘削による方式では事業費が大きく、効果発現に長期間を要することから、長年の間、治水対策手法が懸案となっていた。</li> </ul> <p>[洪水実績]</p> <p>平成10年8月：家屋浸水 7戸 平成14年7月：家屋浸水 18戸 平成19年9月：家屋浸水 3戸</p> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の改修方式によらない治水対策(輪中堤や宅地嵩上げ)により、早期に一関・川崎地区の治水安全度向上を実施する。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標：水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標：水害等災害の防止・減災を推進する</li> </ul>									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：3戸 年平均浸水軽減面積：1ha									
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	81	総費用	64	1.3	18	-	平成17年度	
	事後	総便益	73	総費用	39	1.9	34	8.4	平成27年度	
事業全体の投資効率性	基準年度	平成27年度								
	B:総便益(億円)	73	C:総費用(億円)	39	全体B/C	1.9	B-C	34	EIRR(%)	8.4
事業の効果の発現状況	・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、外水氾濫による浸水区域内人口は、約100人、想定死者数(避難率40%)は、約10人と想定されるが、事業実施により解消される。									
事業実施による環境の変化	・当該事業の実施の前後における鳥類の重要種数の確認結果、自然環境に大きな変化はないものと考えられる。									
社会経済情勢等の変化	・建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」を一関市の条例で定め、住家等の建築規制・制限が行われている。 ・学識経験者、地域住民、河川・道路管理者により、「北上川上流狭隘地区治水対策懇談会」を設立し、避難道路や救出ルートの確保、河川情報発信設備の整備、洪水ハザードマップの作成、地域住民による地域防災力の向上などの取り組みを実施している。									
今後の事後評価の必要性	・費用対効果(B/C)は事業実施後においても1.9であり、平成19年9月洪水や河川整備基本方針規模の洪水を対象とした検証結果においても事業実施効果が得られており、事業の有効性が十分見込まれることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと考える。									
改善措置の必要性	・事業完了後に発生した洪水では、家屋等の浸水被害が生じておらず、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性が十分見込まれることから、改善措置の必要はないと考える。									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・今後新規に同種事業を立ち上げる際には、事業費の設定をさらに詳細に評価していく必要があると考える。									
対応方針	対応なし									
対応方針理由	・平成19年9月洪水において事業効果の発現が期待され、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され事業の有効性が十分見込まれることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと考える。									
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善措置及び、今後の事業評価の必要はない。</li> </ul>									

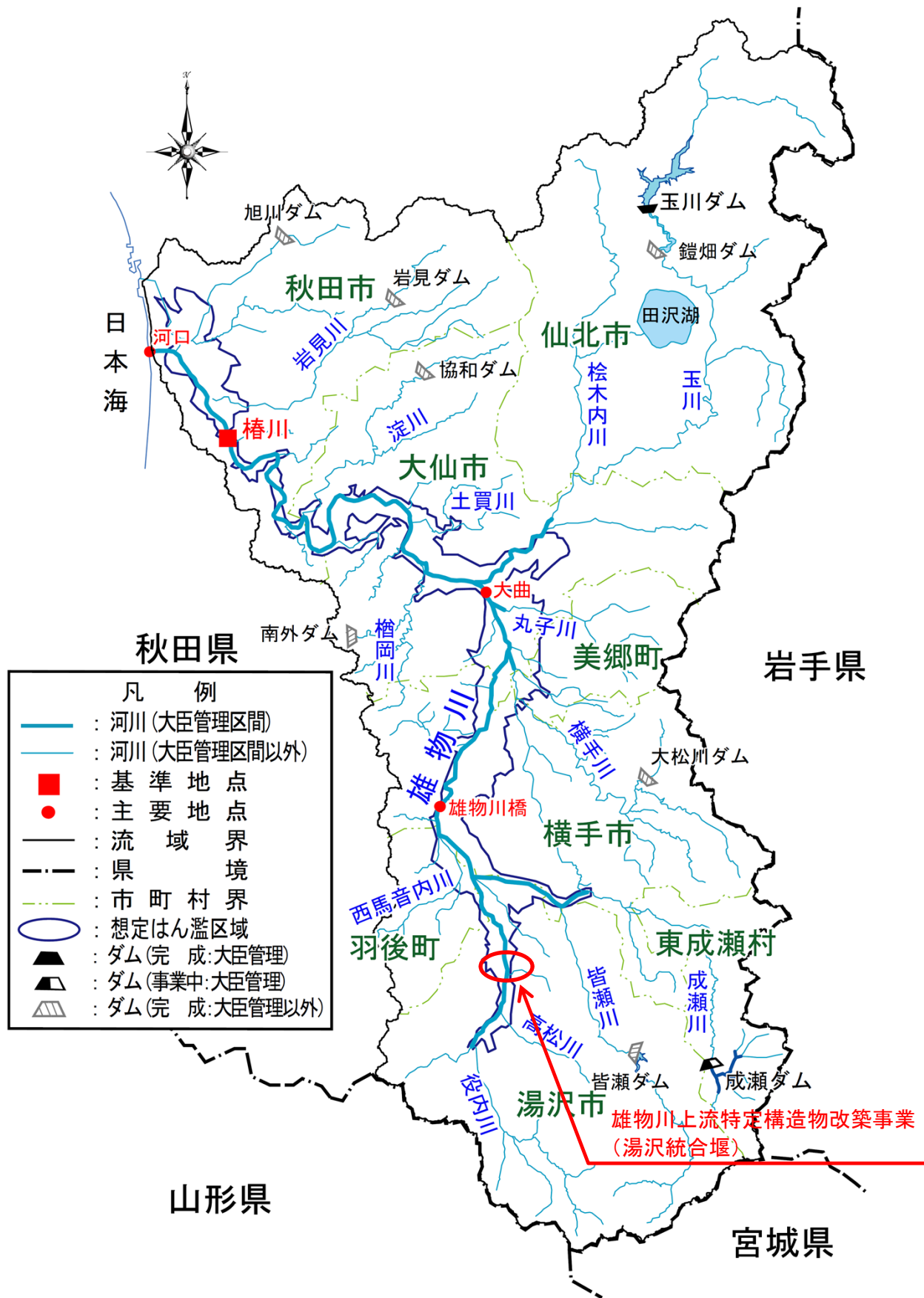
# 北上川上流土地利用一体型水防災事業(一関・川崎地区) 事業位置図



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	雄物川上流特定構造物改築事業(湯沢統合堰)		担当課	東北地方整備局 河川計画課		事業主体	東北地方整備局		
			担当課長名	山田 拓也					
実施箇所	秋田県湯沢市関口～山田地内								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業の諸元	堰 1基、旧施設撤去 2基(湯沢頭首工、幡野弁天頭首工)、関連工事 1式								
事業期間	事業採択	平成18年度	完了	平成22年度					
総事業費(億円)	採択時	約62		完了時	約62				
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雄物川上流部に設置されている幡野弁天頭首工及び湯沢頭首工は固定堰であるため、洪水の安全な流下を著しく阻害しており、平成16年7月洪水では、頭首工周辺で計画高水位を超えている。このため、幡野弁天頭首工及び湯沢頭首工について、早期の改築が必要となった。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定堰である旧施設の幡野弁天頭首工及び湯沢頭首工を撤去し、湯沢頭首工(旧施設)より上流側に、両施設の機能を統合した可動堰に改築することにより、早急な洪水の疎通能力改善と洪水被害の防止を図るものである。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標: 水害等災害の防止・減災を推進する</li> </ul>								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減世帯数: 1,316戸 年平均浸水軽減面積: 667ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	770	総費用	58	13.2	711	-	平成18年度
	事後	総便益	1,003	総費用	85	11.8	918	35	平成27年度
事業全体の投資効率性	基準年度	平成27年度							
	B:総便益(億円)	1,003	C:総費用(億円)	85	全体B/C	11.8	B-C	917.6	EIRR(%) 35
事業の効果の発現状況	・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、外水氾濫による浸水区域内世帯数は約3,200世帯、最大孤立者数(避難率40%)は、約220人と想定されるが、事業実施により軽減される。								
事業実施による環境の変化	・改築にあたっては、景観に配慮(門柱レス)したことで、夕日の映える景観となり、ビューポイントとして期待される。 ・堰改築により、堰周辺及び上流湛水域の高水敷が整備され、人が近づきやすくなったことで、堰上流においては、カヌー体験教室が三関小学校を対象として定期的に開催されている。								
社会経済情勢等の変化	・湯沢統合堰の改築による治水安全度の向上は、郊外型の大型スーパーや電氣量販店などの大規模商業施設の進出にも寄与している。また、湯沢統合堰下流の右岸には、新たにごみ処理施設の建設も進められている。								
今後の事後評価の必要性	・事業効果が発現し、費用対効果(B/C)は事業実施後においても11.8であり、平成27年9月洪水や河川整備基本方針規模の洪水を対象とした検証結果においても事業実施効果が得られており、事業の有効性が十分見込まれることから、今後の事後評価の必要性はないと考える。								
改善措置の必要性	・治水安全度の向上や魚類の遡上が確認されていることから事業効果発現が確認できるため、現時点において改善の必要性はないと考える。 ・今後も引き続き効果発現が継続されるよう、河川管理の一環として必要な調査を行っていく。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・現状では見直しの必要性はないと考える。								
対応方針	・対応なし								
対応方針理由	・平成27年9月出水等において事業効果を発現しており、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され事業の有効性が十分見込まれることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性は無いと考える。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・改善措置及び、今後の事業評価の必要性はない。								

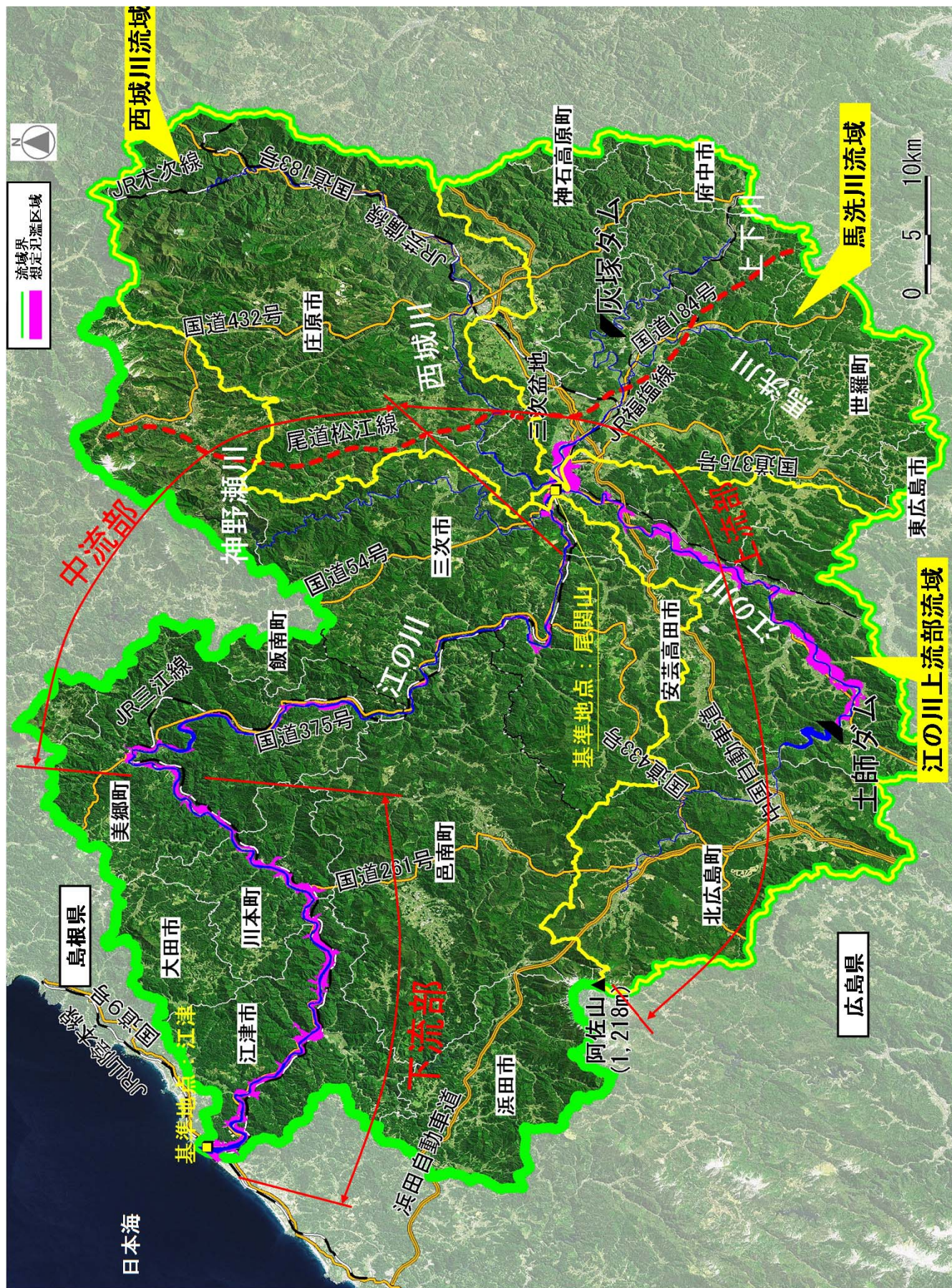
# 雄物川上流特定構造物改築事業(湯沢統合堰)事業位置図



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	江の川下流土地利用一体型水防災事業(川戸地区)		担当課 担当課長名	中国地方整備局河川部河川計画課 麓 博史		事業 主体	中国地方整備局		
実施箇所	島根県江津市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業の 諸元	L=260m 宅地嵩上げ5戸								
事業期間	事業採択	平成18年度	完了	平成22年度					
総事業費(億円)	採択時	約5		完了時	約7				
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川戸地区は、江の川下流部(15K200~15K600 左岸)に位置し、昭和47年7月洪水、昭和58年7月洪水では地区全体で浸水被害が発生。</li> <li>近年(平成18年7月洪水等)においても浸水被害が発生。</li> <li>地盤高が計画高水位よりも低く流下能力が不足しているため、堤防整備等が必要であるが、河川の特性上、堤防断面が大きく、通常の堤防方式では整備後の背後地が僅かとなり住環境が悪化するとともに、膨大な費用と年数が必要となり、事業効果発現に時間を要する。</li> <li>そのため、土地利用一体型水防災事業により、宅地嵩上げを実施し、早期に治水安全度を向上させる。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施により、戦後最大洪水である昭和47年7月洪水においても家屋浸水を防止できる。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>								
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減世帯数:0.8世帯 年平均浸水軽減面積:0.1ha								
事業全体の 投資効率性		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年		
	当初	総便益 4.9	総費用 4.3	1.1	0.6	-	平成17年度		
	事後	総便益 8.9	総費用 8.5	1.1	0.4	4.2	平成27年度		
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成27年度						
	B:総便益 (億円)	8.9	C:総費用(億円)	8.5	全体B/C	1.1	B-C	0.4	EIRR (%)
事業の効果 の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施により、戦後最大洪水である昭和47年7月洪水においても家屋浸水を防止できる。</li> <li>戦後最大洪水規模の洪水が発生した場合、川戸地区で想定死者数(避難率40%)が3人、電力の停止による影響人口が6人と想定されるが、事業実施により解消される。</li> </ul>								
事業実施に よる環境の 変化	・特になし								
社会経済情 勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>江津市の人口は減少傾向にあるが、高齢者率は上昇している。</li> <li>平成18年11月に灰塚ダムが完成。</li> </ul>								
今後の事後 評価の必要 性	・戦後最大洪水である昭和47年7月洪水においても家屋の浸水被害を防止することができ、治水安全度の向上が図られていることから、今後の事後評価の必要性はない。								
改善措置の 必要性	・当該事業は、その事業効果が十分発現していると判断され、今後の改善措置の必要性はない。								
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・特に同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない。								
対応方針	・上記の検討結果を踏まえ、対応なし。								
対応方針理 由	・事業効果が十分発現しており、今後の事後評価や改善措置の必要性はないため。								
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妥当である。</li> </ul>								

# 江の川流域 位置図



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	物部川特定構造物改築事業		担当課	四国地方整備局河川計画課		事業主体	四国地方整備局		
実施箇所	高知県南国市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業の諸元	既設樋門の全面改築								
事業期間	事業採択	平成20年度	完了	平成22年度					
総事業費(億円)	採択時	約14		完了時	約11				
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後川樋門は、物部川右岸河口部に位置し、物部川本川から後川(高知県管理)への逆流防止施設として、旧海軍飛行場(現高知龍馬空港)を防護するため内務省において昭和12年に設置された河川管理施設である。</li> <li>・河川管理施設等構造令の制定以前に建設された施設であり、堤防として必要な断面や函渠長が不足、耐震性能も満足しておらず、構造上の課題を抱えている。</li> <li>・昭和12年の設置以降、定期的な点検に加え修繕や機械設備の一部更新等により、機能を維持確保してきたが、鉄筋腐食・コンクリート劣化といった老朽化が著しく近年は修繕費が増加している。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設機能を確実に確保し、後川沿川地域の洪水・高潮被害及び地震後の津波被害の防止を図る。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:30戸 年平均浸水軽減面積:23ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	45	総費用	13	3.4	32	-	平成19年度
	事後	総便益	65	総費用	14	4.5	51	19.7	平成27年度
事業全体の投資効率性	基準年度		平成27年度						
	B:総便益(億円)	65	C:総費用(億円)	14	全体B/C	4.5	B-C	51	EIRR(%)
事業の効果の発現状況	<p>&lt;事業効果の発現状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施により、後川樋門が確実に機能を発揮し、物部川本川の洪水流の後川への逆流防止を図る事により、浸水戸数254戸、浸水面積約183haの想定浸水被害が解消される。(確率規模1/100:平成5年7月洪水型が発生し、樋門機能が喪失した場合に想定される浸水被害)</li> <li>・新樋門の運用開始(H23年4月)から現在までの間、計43回(H27年9月末までの集計)の操作を確実に実施。(大雨・台風に伴う操作41回、津波に伴う操作2回)</li> <li>・「東北地方太平洋沖地震」発生においては、「津波警報」発令の約7分後に自動で高速全閉を開始し、2分後に全閉を完了した。</li> </ul>								
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樋門改築後も樋門の位置・敷高等の基本諸元は同じであり、魚類等の移動に重要となる物部川と後川の縦断的連続性は従来どおり確保されている。このため、今後も自然環境への影響はないと考えられる。</li> </ul>								
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県南国市は、高知龍馬空港や四国横断自動車道南国インターチェンジを有し、高知県の交通の要衝を占めるとともに、南国オフィスパークや流通団地等の企業団地の整備が進むなど、新産業拠点としても発展を続けている。</li> <li>・樋門背後地である後川沿川地域では平成7年以降、人口が減少する一方で、世帯数が増加している。</li> <li>・浸水想定区域内には、教育機関、災害時要援護者関連施設、行政機関等が存在しており、事業採択以降も大きな変化はない。</li> </ul>								
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に見合った治水効果の発現が確認できており、今後の事後評価の必要性はない。</li> </ul>								
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に見合った治水効果が発現されていることから、改善措置の必要性はない。</li> </ul>								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。</li> </ul>								
対応方針	対応なし								
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に見合った治水効果が発現されていることから、事後評価、改善措置の必要性はない。</li> </ul>								
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>「今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性、事業評価手法の見直しの必要性はない」とする事業主体の判断は「妥当」である。</p>								



位置図

位置図

